

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

立法の目的

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。

法律案の概要

①判事の員数を**40人***¹ 増加する。

・ 2,085人 → 2,125人 (第1条関係)

②判事補の員数を**25人***² 減少する。

・ 952人 → 927人 (第1条関係)

※ 民事訴訟事件・家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加し、判事補の員数を減少しようとするもの。

③裁判官以外の裁判所の職員の員数を**13人**減少する。

・ 21,848人 → 21,835人 (第2条関係)

※ 家庭事件の適正かつ迅速な処理及び事件処理の支援のための体制強化等を図るため、裁判所書記官を**15人***³、裁判所事務官を**44人**それぞれ増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、技能労務職員等を**72人***⁴ 減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を**13人**減少しようとするもの。

*1 判事 40人(15人+判事補からの振替25人) *2 判事への振替25人

*3 書記官 15人(13人+速記官からの振替2人) *4 定員合理化70人+書記官への振替2人

施行期日

平成31年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

